

「はい、こちら企業の労働110番です」。電話の主は1年前に事業を立ち上げた運送業の社長さんからでした。

「事業が軌道に乗り、従業員が10人を超えるこ



名北の企業の労働110番です

名北労働基準協会専門員

社会保険労務士 篠 百合子

現場管理者の責任と職務

保するため、事業場の規模・業種等に応じて、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等の選任を義務付けています。

常時使用する労働者が10名以上49名以下の小規模な事業場では、安全衛生推進者は、選任が義務付けられています。

安全衛生推進者は、選任事由が発生した日から14日以内に選任しなければなりません。

安全衛生推進者は、選任したときには、氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければなりません。

安全衛生推進者は、労働者の危険又は健康障害を確

りになりそうです。労働者の安全と健康を守ることで、何か注意することありますか?」とのことでありますか?」とのことです。

労働安全衛生法では、労働者の安全と健康を確

保するため、事業場の規模・業種等に応じて、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等の選任を義務付けています。

常時使用する労働者が10名以上49名以下の小規模な事業場では、安全衛生推進者は、選任が義務付けられています。

安全衛生推進者は、選任事由が発生した日から14日以内に選任しなければなりません。

安全衛生推進者は、選任したときには、氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければなりません。

安全衛生推進者は、労働者の危険又は健康障害を確

を防止するための措置や安全又は衛生のための教育の実施に関するなどを担当します。

また、常時使用する労働者が50名以上になると、安全管理者、衛生管理者の選任が必要となります。

安全管理者、衛生管理者も選任事由が発生した日



務があります。

ましては、是非ともご受講ください。

少なくとも毎週1回作業場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに労働者の健康障害を防止するためには必要な措置を講ずる義務があります。

本誌同封の「各種安全衛生管理者養成講習会」パンフレットまたは当協会ホームページをご覧ください。

イラスト・森沢康代



労働者の安全と健康を守ることは、会社の責務です。現場の管理体制の整備が労働災害の防止となります。現場管理者の職務がしっかりとされ、責任を果たされていることを一度ご確認されることをお勧めします。

当協会では、安全及び衛生管理者等の養成、能力向上に関わる主要な法定講習・教育等を開催しています。適法な安全管理の実施のため、該当の管理者等が選任されない事業場における

当協会では、各種講習会を開催しています

従業員数 10~49名	工業的業種	安全衛生推進者養成講習
	非工業的業種	衛生推進者養成講習
50名以上	工業的業種	安全管理者選任時研修 第1種衛生管理者受験対策講座
	非工業的業種	第2種衛生管理者受験対策講座

※詳しくは、当協会総合受付(☎052-961-1666)まで